

## 議員の派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項及びつくば市議会会議規則第 99 条ただし書の規定により、下記のとおり議員を派遣する。

### 記

- 1 派遣場所 常総市
- 2 派遣目的 第 65 回鬼怒・小貝水防連合体水防訓練へ議員 1 名を派遣する。
- 3 派遣期間 令和 8 年 5 月 31 日（日）
- 4 調査項目 水防訓練の参観
- 5 派遣議員 あさの えくこ
- 6 派遣経費 なし

令和 8 年 5 月 25 日 決定

つくば市議会議長 黒田 健祐